



家畜衛生だより

令和2年度第7号（診療獣医師）
令和2年9月発行



南部家畜防疫協会
（公社）千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

飼養衛生管理基準の改正について

令和2年6月30日に飼養衛生管理基準の改正が公布され、一部の項目を除き、令和2年10月1日から施行されます。

<主な改正項目>

飼養衛生管理者の選任については、
令和2年7月1日から施行されています。
未報告の方は、至急南部家保までご報告ください！

令和2年10月1日施行

★家畜の所有者の責務（Ⅰ－１） : 関係法令の遵守等

★大臣指定地域に立ち上った者の衛生管理区域への立入制限（Ⅱ－１４）

大臣指定地域：野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど、家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域（現在、国内で該当する地域はありません）

★安全な飼料の利用（Ⅱ－２１）

大臣指定地域において収穫された農作物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。

★衛生管理区域の考え方の明瞭化（Ⅰ－８）

★衛生管理区域内での猫等の愛玩動物の飼育禁止（Ⅰ－１１）



★衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（Ⅱ－１６）

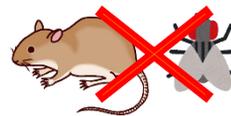


★衛生管理区域に立ち上る車両の消毒等（Ⅱ－１７）

降車時のフロアマットの使用等（靴底からの汚染防止）

★畜舎ごとに専用の靴を設置、または畜舎入口での靴の消毒（Ⅲ－２４）

★ねずみ及び害虫の駆除（Ⅲ－２９）



★衛生管理区域内の整理整頓及び消毒（Ⅲ－３０）

★衛生管理区域から退出する人の消毒、搬出する物品の消毒等（Ⅳ－３５）

令和3年10月1日施行

★放牧制限の準備（Ⅰ－９）

法に基づく放牧制限があつた場合に備え、避難所の畜舎又は移動場所を確保

令和4年2月1日施行

★飼養衛生管理マニュアルの作成及び従業員等への周知徹底（Ⅰ－３）

→ マニュアル案は今後提示予定

注目！

～飼養衛生管理者のメール登録をされた方へ～

家保からの確認メールは届いていますか？届いていない場合は、@pref.chiba.lg.jpからのメールを受信できるよう、受信設定をお願いします！

BSE検査対象となる死亡牛届出書について！

本年8月にBSE検査対象死亡牛が検査を受けないまま化製処理される事例がありました。

検査対象になる死亡牛を検案した場合は、
**畜主にBSE検査対象牛であることを必ずその場で伝え、
作成した死亡牛届出書を畜主に渡して頂くようお願いいたします。**
また、届出書作成時には家畜保健衛生所にご報告下さい。

	0カ月齢	48カ月齢	96カ月齢
通常の死亡牛			
起立不能牛*別紙			検査対象
BSE特定症状牛			

日本におけるBSEの「無視できるリスクの国」のステータスを保持していく為にも、今後とも死亡牛のBSE検査に対する、診療獣医師の皆さまのご協力が不可欠です。

BSE検査対象死亡牛の確認と、死亡牛届出書の扱いについて、引き続き診療獣医師の皆様のご協力をお願いいたします。

アジア諸国における口蹄疫の発生状況

2019年（平成31年）1月28日、韓国農林畜産食品部より、京畿道安城（アンソン）市の牛飼育農場において、2018年4月以来約8ヶ月ぶりに口蹄疫の発生を確認したと発表されました。2020年（令和2年）においても、中国をはじめ近隣諸国で継続的に発生が確認されています。

国名	発生日	血清型	対象家畜
中国	2019.12.30	O型	牛
韓国	2019.1.31	O型	牛
中国	2019.2.13	O型	牛
ロシア	2020.1.27	O型	牛・豚
中国	2020.5.21	O型	牛

口蹄疫のみならず、その他感染症および慢性疾病のまん延防止の為、引き続き農家訪問時は器具や衣服、手指の消毒の徹底等お願いいたします。

南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※休日、夜間は転送されますので必ず5回以上のコールをお願いします。